

# 見舞金給付事業規定

## (目的)

第1条 本規定は川崎市PTA連絡協議会会則第3条 にもとづき、PTA活動中におけるPTA会員、会員の子ども、および指導員等の負傷、疾病、死亡(以下「災害」という)に関して審査の上、必要な見舞金給付を行う。

第2条 PTA活動中の見舞金給付の範囲は、PTA主催および共催の学校行事(授業中の児童生徒および教職員は除く)・活動(以下「活動・事業」という)に参加して被った災害とする。

## (対象)

第3条 見舞金給付事業の対象は、川崎市立小・中・高・特別支援学校のPTA会員、会員の子ども、および指導員等とする。

## (給付金)

第4条 本事業の見舞金給付は、特別会計の見舞金基金を充てる。

## (審査会)

第5条 審査会は審査の上、給付の可否と金額を決定する。

第6条 審査会は、審査員8名、市P協役員1名、校長会1名、医師会1名の計11名をもって構成する。

2 審査員は7行政区および高等学校区より各1名を選出する。

3 審査員の互選により、審査員長1名と副審査員長1名を選任する。

4 審査員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

5 副審査員長は、審査員長が欠けたときまたはこれに事故があるときは、審査員長の職務を代行する。

第7条 審査会は、原則として、毎月1回審査員長の招集により開催する。

第8条 審査会の会議は、審査員の2分の1以上の出席によって成立する。

2 審査員長は、会議の議長となる。

3 会議は、出席審査員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (給付)

第9条 見舞金給付事業規定第8条3項にもとづき、2の～を決定する。

2 見舞金給付の対象となる災害に対する給付の種類およびその額は次のとおりとする。

通院期間7日以内の見舞金給付の場合は5千円を給付する。

通院期間8日以上21日以内の見舞金給付の場合は1万円を給付する。

通院期間22日以上40日以内の見舞金給付の場合は2万円を給付する。

通院期間41日以上60日以内の見舞金給付の場合は3万円を給付する。

通院期間61日以上の見舞金給付の場合は4万円を給付する。

死亡した場合は10万円を給付する。

3 治療日数証明書については実費支給とする。

第 10 条 給付については速やかに給付を行う。ただし見舞金給付が多数に及ぶなど判断が困難な場合は理事会において給付額、支払の時期および方法を決定することができる。

第 11 条 P T A 会員、会員の子ども、活動中の指導員等の受けた災害が被災者の故意または重大な過失により発生したものであるときは給付を行わないものとする。

第 12 条 P T A 活動中に第三者に対し、災害を生ぜしめたときは、本規定を準用する。

第 13 条 本規定で定める給付の可否および給付金について特に必要があると会長が認めるときは、理事会の議決によりその都度決定する。

( 申 請 )

第 14 条 見舞金給付を受ける場合の手続きは次のとおりとする。

関係書類は次のものとする。

イ 見舞金給付申請書 1 通

ロ 治療日数証明書 1 通 ( 領収証又はそのコピーを添付のこと )

ハ 本規定第 2 条の災害の範囲を証明する資料 一式

手続きは次によるものとする。

イ 申請の関係書類は川崎市 P T A 連絡協議会総会資料に添付の申請書類により行うものとする。

ロ 本規定第 9 条 、 、 、 の手続きは、本規定第 14 条 イ、ロ、ハの関係書類を添付し、事務局に申請を行うものとする。

ハ 本規定第 9 条 の手続きは、本規定第 14 条 のイ、ハの関係書類を添付し、事務局に申請を行うものとする。

2 給付申請の有効期間は、事故発生後 180 日以内とする。

( 事業の終了 )

第 15 条 この見舞金給付事業は基金がなくなり次第終了する。

( 施行期日 )

第 16 条 本規定は、平成 20 年 6 月 13 日より施行する。

付 則

1 本規定は、平成 23 年 3 月 4 日に一部改定し、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。